

第54回平成26年2月与謝野町議会臨時会会議録(第1号)

招集年月日 平成26年2月5日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後1時31分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	11番	小林庸夫
2番	和田裕之	12番	多田正成
3番	有吉正	13番	井田義之
4番	杉上忠義(午後欠席)	14番	糸井満雄
5番	塩見晋	15番	勢旗毅
6番	宮崎有平	16番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	17番	今田博文
8番	浪江郁雄	18番	赤松孝一
9番	家城功		

2. 欠席議員(1名)

10番 山添藤真

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 秋山 誠 書記 土田 安子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
企画財政課長	浪江 学	教育委員長	白杉 直久
総務課長	奥野 稔	商工観光課長	長島 栄作
岩滝地域振興課長	中上 敏朗	農林課長	井上 雅之
野田川地域振興課長	坪倉 正明	教育推進課長	小池 信助
加悦地域振興課長	森岡 克成	教育次長	和田 茂
税務課長	植田 弘志	下水道課長	西村 良久
住民環境課長	朝倉 進(午前出席)	保健課長	前田 昌一
住民環境課主幹	平 勝成(午後出席)	福祉課長	浪江 昭人
会計室長	飯澤嘉代子	水道課主幹	山添 雅男
建設課長	西原 正樹		

5. 議事日程

日程第 1			会議録署名議員の指名	
日程第 2			会期の決定について	
日程第 3	報告第	1号	専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	(報告～質疑)
日程第 4	報告第	2号	専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	(報告～質疑)
日程第 5	報告第	3号	専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額を定めることについて)	(報告～質疑)
日程第 6	議案第	1号	平成25年度与謝野町一般会計補正予算(第6号) (提案理由説明～表決)	

6 . 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(赤松孝一) 皆さん、おはようございます。

本日、山添議員より欠席の届けが出ております。また、吉田水道課長より欠席の届けが参っております。代理として山添主幹に出席いただいておりますので、皆さんにお知らせをしておきます。

ただいまの出席議員は17人であります。

定足数に達しておりますので、これより第54回平成26年2月臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

さて、開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

先月の29日、三重県明和町におきまして、三重県明和町、そして鳥根県津和野町、そして私たちの町、与謝野町3町が、災害時の相互応援協定の締結をされました。私も町長のお供を参ってきましたが、はじめて行く町でありましたが、簡単に概略を言いますと、三重県の明和町は人口が2万2,833名、40.92キロ平方メートルというふうな、人口では一緒ですが、面積は我が町の半分よりも小さいという町でございましたし、鳥根県の津和野町は、反対に面積は307キロ平方メートル、人口は8,427名というような町でございます。

3町に共通する点は、私を感じた点ですが、お互いに古い文化と歴史を持っているといったこととあります。津和野町は山陰の小京都とも呼ばれています。また、明和町は齋宮(いつきのみや)、齋王(さいおう)の国史の跡がございまして、非常に立派な史跡を今、復元をされております。

このような災害応援協定ではございますが、感想としまして、何か兄弟ができたような気がしまして、非常に心強く感じたわけでございます。皆さんにそのことをご報告しておきます。

それから、本日は大変寒い日になりましたが、1日限りでございますので、ご熱心な議会を期待しております。どうぞよろしく願いいたします。

次に、ここで太田町長から挨拶の申し出がありますので、お受けいたします。

町長(太田貴美) 皆さん、おはようございます。

節分までは暖かかったんですけども、きょうはまた雪となりまして、また厳しい寒さがぶり返してきたようでございます。

本日は、第54回平成26年2月与謝野町議会臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、公私ともに大変ご多忙の中をご参集いただきまして、心より厚くお礼を申し上げます。次第でございます。

本臨時会におきましては、専決処分の報告案件3件、また平成25年度一般会計補正予算(第6号)の議案をご提案することといたしております。

専決処分の報告案件につきましては、この後、詳細をご説明いたしますが、公用車の交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分でございます。12月定例会でも大変厳しいご意見をいただく中で、交通事故防止に一層取り組むよう指示をいたしているところでございますが、改めまして、この場をおかりして深くおわびを申し上げます。

また、一般会計補正予算(第6号)につきましても、この後、詳細をご説明いたしますが、宮

津税務署から源泉徴収税の徴収漏れについて自己点検するよう行政指導があり、平成22年分から平成25年分までの4年分につきまして調査、点検をいたしましたところ、個人事業主へ業務委託し、委託料として支払われたものに源泉所得税の徴収漏れがあったものでございまして、皆様には大変ご迷惑をおかけいたしましたことを深くおわびを申し上げます。どうぞよろしくご審議いただき、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。簡単ですが、開会に当たってのご挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。ご報告いたします。お手元に配付しておりますように、本臨時会に提出されております議案は、報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）外3件であります。

以上、4件を上程します。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、2番 和田裕之議員、3番 有吉正議員、以上2名にお願いすることにします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

次に、日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 12月定例会におきまして、私のほうから職員の事故案件に係るご報告をさせていただいたところでありますが、今般の臨時議会におきましては、3件の示談に係る専決処分のご報告をさせていただくこととしています。1件ずつ、簡単ではございますが、順にご説明いたしますので、どうかご理解くださいますようお願いいたします。

なお、現在、町ではこれら3件以外に示談を進めております事故が全部で2件ございます。2件の内容でございますが、平成25年10月17日に発生しました福祉課の車両による事故、さらに、平成25年12月28日に発生しました野田川地域振興課の車両による事故でございます。このうち、平成25年10月17日に発生いたしました事故は、示談の相手方が2者、相手方車両の運転者、そして相手方車両が衝突した車庫の所有者であり、さらには、そのうち1者とは人身、対物の2件の示談書を取り交わすこととなります。これらにつきましては、示談の運びとなりましたら改めてご報告等をさせていただきますので、どうかよろしくようお願いいたします。

それでは、早速でございますが、報告第1号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の定めにより専決処分したので、その内容をご報告申し上げます。

専決処分の対象となりました事故は1件でございます。平成25年11月1日、午後8時20分ごろ、与謝野町字石川3487番地先の町道石川宮津線と町道入鹿伏線との交差点内におきまして、与謝野町消防団員が運転いたします消防車と相手方の運転する車両が接触するという事故が発生いたしました。幸いにも双方にけがはなかったものの、消防車は前面右側バンパーが破損し、相手方車両は左後方側面部が破損してしまいました。

この事故について、当町が加入いたします保険会社と相手方で協議をいたしました結果、過失割合を、当方が10%、相手方が90%とした上で、相手方が損害額の請求放棄をされましたので、公用車の損害額8万8,462円のうち、相手方から7万9,616円の支払いを受け、残額の8,846円を車両共済から賠償するとして示談が成立したものでございます。なお、請求放棄につきましては相手方の強い希望により行われたものであり、さらには保険も使用されていませんでしたので、損害額は本人実費により支払いを受けております。

この示談の協議を受け、地方自治法の定めによりまして専決処分をさせていただき、このようにご報告を申し上げた次第でございます。

なお、本案は当方10%の過失割合であります。今後は一層安全運転に努めるよう職員に指導してまいる所存でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（赤松孝一） 本件に対しまして、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これで、報告第1号を終わります。

日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 報告第2号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の定めにより専決処分したので、その内容をご報告申し上げます。

専決処分の対象となりました事故は1件でございます。平成25年11月8日、午前9時ごろ、与謝野町字四辻65番地先の与謝野町役場野田川庁舎駐車場で、公務のため公用車を駐車場に駐車し、外に出たところ、不注意によりドアが大きく開き、駐車してあった無人の相手方車両に接触させて、車両側面部に損害を与えてしまったという事故が発生しました。

この事故について、当町が加入する保険会社と協議しました結果、過失割合を、当方が100%、相手方がゼロ%とした上で、相手方損害額5万2,785円全額を、当町が加入する一般財団法人全国自治協会災害共済事業自動車損害共済保険の対物賠償共済から賠償するとして示談が成立したものでございます。

この事故について示談の協議を受け、地方自治法の定めによりまして専決処分としました。

なお、今後は一層丁寧な作業に努めるよう職員に指導してまいる所存でございます。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第2号を終わります。

日程第5 報告第3号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

報告を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 報告第3号 和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法の定めにより専決処分したので、その内容をご報告申し上げます。

専決処分の対象となりました事故は1件でございます。平成25年12月9日、午後5時ごろ、与謝野町字加悦433番地先の与謝野町役場加悦庁舎北側駐車場で、公務のため公用車を駐車場から発進させたところ、後方不注意により、駐車してあった無人の相手方車両に衝突させてしまい、車両前面部に損害を与えてしまうという事故が発生いたしました。

この事故について、当町が加入いたします保険会社と協議しました結果、過失割合を、当方が100%、相手方がゼロ%とした上で、相手方損害額26万4,606円全額を、当町が加入する一般財団法人全国自治協会災害共済事業自動車損害共済保険の対物賠償共済から賠償するものとして示談が成立したものでございます。

この事故について示談の協議を受け、地方自治法の定めによりまして専決処分としました。

なお、今後は一層丁寧な作業に努めるよう職員に指導してまいる所存でございます。

以上、簡単にご説明し、ご報告とさせていただきます。

議 長（赤松孝一） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） ただいま報告されました専決3つに絡めながら、全部あわせた質問をしたいというふうに思います。

最初、町長のほうから、12月に専決の報告をした中で、いろいろと指摘をいただいて、庁舎内でもしっかりと対応について協議をしておるという説明がありましたけれども、これは副町長のほうだろうと思うんですけども、一応どのような方策というのか、こうしなければならぬとか、こうしてほしいとかいう、いろいろな職員の方々に、またその他の方々に、公用車を運転する方々にどういう指導をされたのか、具体的をお願いをしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 与謝野町職員の交通事故対策委員会の委員長を私が仰せつかっておりますので、私のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

この委員会、直近では年末、12月26日に委員会を開催いたしております。特に職員に対する交通事故防止については、もうこれまでから事あるごとに指導をしておりますけれども、その指導の仕方につきまして、具体的にこの交通事故対策委員会を開いて、その内容を各庁舎の各課長を集めて、まずその地域の安全運転管理者が会議の要旨を報告し、その内容を各課長が責任を持って各課の職員に伝達すると。従来、ややもすればペーパーを回覧したりというような形で周知

を図っておったんですが、そうではなくて、会議の詳細を各課長から個別に各課におろすということで徹底を図るということをいたしております。

交通事故対策委員会、年末の対策委員会では幾つかの内容を協議しておりますけども、これまでの交通事故防止、安全運転の徹底を図るがためにどういった方策をとればいいのかということで、例えば、1つの例でございますが、事故が発生しましたときに、これまでの報告内容に加えて、その時々事故を起こした職員本人の心身の状況、そのことも自分自身で分析をして報告をさせるようにいたしました。さらに加えて、職場の直接の上司が、上司の目から見て、この事故が起きた原因、先ほど申し上げました本人の心身の状況、それから体調も含めまして、上司の目から見たその分析、そういったこともつけ加えて我々に報告をするようにいたしました。これによって、事故を起こした職員は、事故を起こしたときの自分の心身の状況やとか、何でこの事故を起こしたのかということ立ちどまって、振り返って考えることができるのではないかとこのように思っております。

そのほか、いろいろと対策委員会では協議、検討を進めておりますけども、1つの例として、事故発生時のヒアリングシートということの改正をしたということでございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 交通事故の場合には、起きた原因、なぜこういう事故が起きたのかというのはやっぱり徹底的に究明しながら、それから、やっぱり車に乗る前には、昔なら、皆、始業点検を必ずしたわけですね。そういうのが抜けておるといふことやと思うんですけども。

いずれにしましても、結局、事故を起こした本人が、本来ならば始末書とか顛末書とかというのを提出して、二度と事故を起こしませんというようなことの意識をしっかりと持つべきだといふふうに思うんですけども、そのことについては、今でもできておるといふことですか。始末書とかなんか、そういう顛末書をしっかりと上げておるといふことですか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 事故が発生いたしますと、まず警察への届け出、それから、相手が救急車を呼ばないかん状況なんかやったら、まずイの一番にその手配をするといふことで、その後、職場の上司を通じまして事故の報告書を本人から出させております。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

- 1 3 番（井田義之） 報告書の内容を見ないとわからないんですけども、やっぱり報告書の中でも、結局申しわけなかったといふことで二度と起こさないといふようなことは、やっぱり本人に書かせるべきだといふふうに思います。

そこで、私、12月に、それこそ専決で質問をさせていただきました。相手方の名前は公表されておるけれども、当事者、ほとんどが与謝野町の場合、加害者のほうが多いわけですね。ところが、加害者の名前が公表されないのは、何か理由があるんですかといふことで、調べてちゃんとしますという返事を、検討するといふ返事をいただいております。それから、示談書のことも、宮津市の例をとりながら、示談書をやっぱり専決の報告には載せるべきだと。というのは、専決処分の場合には、結局この金額でもう全て終わりですといふのを議会に報告されて、そして一応我々が承認するといふことやろうといふふうに思うんですが、そこで一つ、今回、いわゆる資料なのか報告なのかかわからんのですけれども、一応、当方の与謝野町の職員、それから担当課のし

た事故状況報告書というのを見せていただいておりますが、これを配付していただいたんですが、議会運営委員会の報告の中で、これについては取り扱いに注意をしてくださいということで我々にはいただいております。取り扱いに注意をするということは、私が12月に言いました、こちらの名前も当然公表すべきだということで申し上げたんですけれども、そういう取り扱い、氏名を出したらいけないとか、何か理由があってされておるのか、その根拠は、何でこういう取り扱いに注意をせよということになっておるのか、ちょっと説明をお願いいたします。

議長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今のご質問の状況報告書と申しますのは、町村会を通じて自動車共済に入っておりますけれども、町村有自動車事故発生状況報告書のことだと思います。これは町のほうから、交通事故が発生をいたしましたら、町村会を通じて自動車共済のほうに報告する様式でございまして、加害者、被害者のいろいろとその個人情報が入っておりますし、あくまで保険の処理をするがための状況報告書というものでございますので、そういった事情から取り扱いには注意をさせていただきたいという趣旨だと思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） だと思いますでは困るんです。こうであるからというはっきりとした答弁をお願いいたします。

議長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 私のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

そもそも論でございます。専決処分の報告でございます。これにつきましては、損害賠償の、いわゆる金額によりましては議案となるということがございますけれども、いわゆる被害者と加害者、加害者は町でございます。したがって、この議会で資料をお配りすることになりますと、これは前提として全公開でございます。町と申し上げました、この職員が払うとか、そういう議案ではございません。したがって、それでは誰がやったんだという資料で、参考に知りたい。それが報告なり、議案を判断する、そういった一つだということの。

したがって、本会議の席ではなしに、議員の皆様には議会運営委員会にお諮りをいたしまして、お配りをして、そういった場合、個人情報というのがございます。これが個人と加害者がここでやるということならよろしいんですけど、あくまでも町だということで、町と相手の加害者。したがって、報告書にも、こちらの運転者の名前は出しておりません。そういった中で、それだけでは、前回の12月の議会におきましても、いわゆる誰が運転したという、そういったこと、それから、どのような状況だったんだということが如実にわかりやすいということで、この事故発生状況報告書をお配りさせていただいたということでございますので、そういったことをご理解がいただきたいと思っております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） 私にはよくわかりません。個人情報保護法でも、いわゆる個人の権利、利益を保護し、もって基本的人権の擁護に資することを目的とするというのが個人情報保護法ですね。これで、なぜ加害者の名前を公表することができないのか。私、前にも言いましたように、宮津市の場合には、示談書をつけて出されております。示談の結果が全てわかるようになっております。それが、なぜうちはできないのですかという、前回、質問をしたわけです。今の、私は総務課長

の答弁では、まだ納得ができておりません。それは、それでまた後ほど時間があれば、また議論をしたいというふうに思います。

そこで、先ほど町長のほうから、あと2件、事故があるけれども、示談が成立をした時点でというのか、示談が済んだ時点で報告を上げさせていただきますと。だから、今の状況ではできませんと。ところが、今、副町長なり総務課長は、状況報告書であるのということですね。状況報告書をつけるだけであつたら、我々に示すだけであつたら、きょうでも上げられるわけですね。示談が全て済んでということは、示談書をつけるときには、宮津市がやられておるように、示談が成立した後、金額が確定して、お互いに今後二度とあれはしませんと、これで全てが終わりですというのを示談書に書いて、その金額を我々に専決処分として報告をいただいて、それで全てが終わりというのが本来の交通事故に対する専決の報告ではないかなというふうに思っておりますけれども、今回、町長が最初に言われたように、あと2件を報告できない、きょうテーブルに出せない、それはどういう意味ですか。状況報告もできないということですか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 冒頭に申し上げさせていただいたと思っております。あと2件の件につきましては、この平成25年10月17日に発生した事故、それから平成25年12月28日に発生した車両による事故で、これらについては、示談の相手方が2者あるものもありますし、それから、対物のそうしたものもございます。これらについては、繰り返しになりますけれども、示談の運びとなった折には改めて報告をさせていただきますということで、今まだ進行中ということでございますので、きちっとそれらが終わった時点でご報告をさせていただくということでございます。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 私が先ほども言いましたように、前回のときに、町長が言われる示談が成立した時点でということであれば、示談書をつけて出していただくのが、一番その状況についてもそうですし、今後の、もうお互いに異議申し立てはいたしませんということをやっぱり報告いただくのが一番ありがたいなということです。それで、そういう方向でも、もう一度検討をしていただけたらありがたいなというふうに思います。

それから、今、町長のありました、10月17日の事故の件ですね。これは人身事故ということでした。12月2日のこの会議の中で、町長も副町長も、幸い人身事故はありませんでしたという報告でしたけれども、10月17日にはあつたわけですね。それで、私は当然、課長のほうから町長に報告は行っており、副町長も報告を聞いておられるというふうに思っておりますけれども、ここにおいでる野村議員は、町長、副町長のところには報告が行っているかどうか、井田議員、確認とったんかというような言葉がありました。私は、当然確認はとっておりませんが、それは当然のことでしょうと。昔よく言いました「ほうれんそう」ですね。報告、相談、これはもう最小限やらなければならないことですね。そのとき、町長と副町長については、その言われたことについても、もしあれがあれば聞かせていただいたらいいんですけども、12月2日に10月17日の事故について報告を受けておられなかったかどうか、その点の確認をとっておきます。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 当然、報告は受けております。ただ、議会の皆さんにお示しをしましたリストと
いいますか、それはまだ、先ほど申し上げましたように、進行中のものでございまして、それら
は入っておりません。ですから、ご報告もしておりません。

しかし、庁舎内では、当然そうした事故が発生したことについての報告は逐次上がってきてお
ります。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 私はそれが普通だというふうに思いますし、当然、特に人身にかかわる分につい
て、町長、副町長が知っておられないということはなかったと思うんです。そういう中で、いろ
いろ今言われたようなことがあって、ここのテーブルの上には出さなかったと、そういうことだ
ろうと思うんですけれども。

あのときに、町長も副町長も私に対する答弁の中で、幸いに事故がありませんでしたというこ
とを言われたわけですね。だから、その辺のところのニュアンスというのか、ちょっと今後何か
あれば、きょうの説明でも、一番最初に2件あるけれども、報告できないと言われましたね。そ
ういうような格好にさせていただくと、我々も納得がしやすいということをお願いして、質問を終
わりたいと思います

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほども申し上げましたように、議員の皆さんにご報告をした中には、人身事故
は幸いなかったということでございます。時系列で行きますと大分変わってくるかと思いき
れども、皆さんにご報告させてもらった中には、そうしたものがなかったということでご理解
いただきたいと思っております。

1 3 番（井田義之） 終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

1 2 番、多田議員。

1 2 番（多田正成） おはようございます。それでは、第3号の資料に基づいて、ちょっと質問させて
いただきたいんですが。

私は、事故の内容ではなしに、事故は誰でも可能性がありますし、不注意もあります。そのこ
とは、それであのもんなんですが、この保険制度についてちょっとお尋ねしたいと思うんですが、
この長い文書で、一般財団法人全国自治協会災害共済事業自動車損害共済保険というふうになっ
ておるんですが、主にこの自動車保険というのは等級があるんですけれども、この共済につい
ては、そういう等級はあるんでしょうか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 多田議員のご質問にお答えいたします。

いわゆるいろんな事故が起きて、等級があって、いわゆる保険金に、掛金に、これにはね返っ
てくるのではないかというようなことでのご質問だと思うんですけれども、これにつきましては変
わりません。定額ということでございます。全員で、これは一般財団法人全国自治協会災害共済
事業と申しまして、全国的に自治体が入っている保険で、全体でやっております。そうした中
で、例えばある町がたくさん事故が起きております。それを全体でカバーしておるという中で、
今のところにつきましては、多い自治体の事故があった場合でも定額の掛金というふうになってお

ります。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） わかりました。そういうことですかといいいんですが、我々、一般の車両保険につきましては等級がございまして、ここに、1つ手前では、同じ100%の責任でも5万2,000円ほどの金額と、それから次は26万4,000円、この金額によっては掛金が随分変わってくる、事故を起こすたびに等級が上がってきて、たくさん払わなければならないという現状があります。ですから、この金額によっては保険を使ったほうがいいし、金額によっては保険を使わないほうが、私たち民間では、そういう保険しかありません。ですから、この内容を聞いたんですけども、そういうことは一切ないということでしょうか。共済組合で、総持ちでこうやっていくという内容のものでしょうか。そうですか。

議 長（赤松孝一） 奥野総務課長。

総務課長（奥野 稔） 現在の制度は、そういうことに、ここの保険の関係はなっております。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） それでは、その保険の内容が我々の考えている保険とは違いますので、そういったことはないというふうに理解をいたしました。

先ほど井田議員の質問の中で、総務課長は、公務で職員が事故を起こした場合は、町と相手側ということでありまして。そのことは、それで当然だろうと思います。会社でも、会社で起きたことは、会社の責任で処理をしていきます。しかし、この行政というのは、個人の職員の賠償責任という、243条の2項にございまして。ですから、全てが町という意味ではないと思います。町というのは町民の財産ですから、町民に損害を与えているという形になりますから、職員の賠償責任というものがあると思いますが、そこら辺はどういうふうに認識をしておられますでしょうか。

総務課長ではなしに、副町長がこの共済のトップですから、どういうふうにお考えか。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 損害賠償に係る職員への求償の話だと思うんですが、このお話は、以前の議会の中でも出ておったことがあるかと思っております。先ほど申し上げました私が委員長をしております交通事故対策委員会の中でも、そういった議論はいたしております。職員への求償は考えられないのかということでありまして。

いろいろと町の顧問弁護士さんとも相談をする中で、基本的には、原則は求償はできないということでありまして。ただし、国家賠償法の第1条、あるいは第2条でうたわれておりますように、職員のほうで故意、または重大な過失がある場合は賠償を求めることができる場合があるということだというふうに認識をいたしております。ここでいいます故意、あるいは重大な過失というのは、例えば飲酒運転で公用車を運転するであるとか、法定速度を大幅に超える猛烈なスピードで走るであるとか、こういった場合には、国家賠償法でいうところの故意、または重大な過失に当たろうかと思っておりますが、こういったこと以外につきましては、基本的には職員への求償は難しいというふうに承知をいたしております。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ここに事故の責任割合というものがあまして、相手方が、あるいは行政かとい

うことのその割合が出ておるんですが、この100%というのは、まさしくこちらの責任ですね。事故を起こしたほうの責任であります。この割合によっては、そういったことも考えられるのではないかなと。そうしないと、全てその対策本部で保険を使って処理をしてしまうと、そういった責任の度合いというものが安易になってしまうのではないかなと。やはり町民の財産ですから、町で起きたことは、町の行政、役場の出来事ではありません。町民の出来事です。その辺をもう少ししっかりした規律をして、職員の厳しさというものが、事故は誰でもありますし、誰にも可能性がありますので絶対にということはないんですが、やっぱりそういった規律の中で町民の財産を守っていただくようにしていただかないといけないのではないかなというふうに思っております。

そこは、町長、どのようにお考えでしょうか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） たとえ100%であっても、先ほど副町長が申しあげましたように、故意、またはそうした重大なそうした事故の場合、そうしたことはあり得るかと思えますけども、100%であっても、本当にミス、不注意というような程度のものでございますので、やはりそれは、先ほど言いましたような一つの考え方を基に判断する必要があるかというふうに思っております。ですから、全てがそうなるということにはならないというふうに考えております。

議 長（赤松孝一） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これで、報告第3号を終わります。

次に、日程第6 議案第1号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第1号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は3,483万円を追加し、総額を115億659万6,000円といたすものでございます。

まず、歳出についてご説明申し上げます。12、13ページをお開き願います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第4目会計管理費は、会計管理業務で第27節公課費を520万円追加いたしております。本予算を計上させていただくことになったことには経緯がございますので、まずはその経緯を簡単にご説明させていただきます。

去る1月15日付で、宮津税務署から源泉徴収所得税の徴収漏れについて自己点検するよう行政指導がございました。これは、他の自治体でも新聞紙上等で報道されておりましたように、地方自治体が個人事業主へ業務委託したような場合においては、所得税法に基づき、報酬や料金、今回は委託料が主となりますが、本来であれば所得税の源泉徴収をして支払いを行い、その源泉

徴収所得税を町が税務署に納めることとなっているにもかかわらず、源泉徴収を行わずに支払いをしていたケースがあったものでございます。このような徴収漏れがないかどうか自己点検をすることに加え、徴収漏れが発見された場合は速やかに自主納付することが求められたものでございます。

早速、対象となります平成22年分から平成25年分までの4年分について調査、点検をいたしましたところ、個人事業主12名分に当たる483万円が不納つき所得税となっていることが判明いたしました。したがって、この不納つき所得税を町が税務署に自主納付するとともに、個人事業主には、町に対して返還を求めていきたいと考えております。なお、本所得税には加算税及び延滞税が必要となりますので、それらを合わせて、総額で520万円を追加させていただいております。

次に、第8款土木費、第2項道路橋りょう費、第2目道路維持費では、除雪対象事業で第13節委託料を2,000万円追加いたしております。これは、年末及び1月中に出動いたしました除雪作業に、今後の見込みを若干考慮し、除雪作業委託料を追加いたすものでございます。

第14款予備費は963万円追加し、調整いたしております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。10ページ、11ページをお開き願います。

第9款地方交付税で、普通交付税を3,000万円追加いたしております。第19款諸収入、第4項雑入では、先ほど歳出で申し上げましたように、個人事業主に対して返還を求めます源泉徴収税返還金を不納つき所得税と同額の483万円追加いたしております。

以上が、平成25年度与謝野町一般会計補正予算(第6号)の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(赤松孝一) ここで35分まで休憩いたします。

(休憩 午前10時20分)

(再開 午前10時35分)

議 長(赤松孝一) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

太田町長より発言を求められていますので、それを許します。

太田町長。

町 長(太田貴美) お時間を頂戴しまして済みません。先ほど来の説明の中で、「不納つき」という言い方をしまして、「不納付(ふのうふ)源泉徴収所得税」ということで訂正をさせていただきたいと思っております。申しわけございませんでした。

議 長(赤松孝一) ここで、暫時休憩をします。

(休憩 午前10時36分)

(再開 午前11時25分)

議 長(赤松孝一) それでは休憩を閉じまして、本会議を再開いたします。

これより、議案第1号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算(第6号)の質疑に入ります。質疑はありませんか。

8番、浪江議員。

8番(浪江郁雄) それでは、3点ばかり、町長にお伺いしたいと思います。

まず、はじめに源泉徴収漏れの件ですけども、これ、先ほど全協でもいろいろ出ておりましたように、これ、今、全国的に非常に多くのところでこういった問題が起きております。この近隣の市町村でも起きております。

ですけども、こういった問題が起きるところと、起きてないところ、言うなれば、ちゃんとしているところもあるわけですね。その要因、同じ地方公務員ですけども、しっかりできておるところと、できていないところがあると。その要因はどこにあると考えておられますか。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 非常に難しいことだというふうに思いますけれども、やはりその要因というのは、先ほどの全協の中でも室長が述べていましたように、やはり自分に与えられた職務について、やはりその基本であるところの法令等をきちっと認識した上で職務に努めるということのその意識の差だというふうに思いますし、ただ、それがわかっている、それを実行しなければ同じことではありますので、そうした意味で、公務員とはということから、そうした意識を持つということの差ではなかろうかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） 次に、今回520万円余りの予算が上がっております。これ、中の37万円は、それはそれとしまして、このお金は、現時点では、今の段階では、言うなれば町の損害といえますか、言うたら町民の負担、払わなくてもいいものを町が払わなければならない。それは、後から回収云々ありますけども、今の時点では、こんだけの穴が開いたと、損害が出たと、こういうふうに私は思っております。この点について、町長の見解をお願いしたいと思います。言いますのは、これ、いろいろ私も調べておる中で、ちょっと今、もとなるソースは出せませんけども、見過ぎて、不納欠損をしたところもあったように、そういうところもあったような記憶をしております。言うのは、回収がやはり100%できない場合もあり得る。言いますのは、やっぱり相手があることですし、この時勢ですし、またいろんな天変地異、いろんな要因があると思います。これが、町が払った分がそのまま回収できるという保証は、今の時点では全くないわけですね。この辺について見解を伺いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 現在のところ、事務的な進めの中で、これらの業者さん、事業所については協力をいただくようにそれぞれ回らせていただいて、いろいろとお話をさせてもらっている中で回収をさせていただくような形をとっておりますけど、おっしゃるように、全く回収ができないということもあり得るというふうには思っております。しかし、それぞれの業者さんについては、実際に業務を進めております会計室長のほうからお答えさせてもらったらいいかと思っておりますけれども、町内の業者さんについては、そうしたことに協力的にさせていただいているというふうに思っております。

今回のことにかかわらず、いろいろな意味では、町は損害を与えたということは、そのとおりだというふうに認識しております。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、町長が申し上げたとおりであります。少しだけ補足をさせていただきますと、議員がご指摘のように、この全協資料の1ページ目の右側の表、今回、源泉所得税の徴収漏

れに伴う不納付所得税一覧表にありますように、今回予算計上をさせていただいておりますのは、源泉所得税本体と、それに加えて不納付加算税、並びに延滞税の合計を予算計上させていただいております。

お尋ねがありました不納付加算税延滞税につきましては、こういった事態に至ったから派生するものでありますので、業者の方をお願いする場合には、源泉所得税相当額しかお願いできないだろうと、不納付加算税延滞税につきましては、業者の方をお願いするということにはならないだろうというふうに認識をいたしております。

それから、事業主の方に納付のお願いをするわけでございますけども、これ、またきょうの資料の2ページ目にありますように、根拠としましては、所得税法第221条で請求することができるというふうになっておりますが、あくまで業者の方のご理解をいただいて納付をいただくということであります。納付をいただきやすいように、町へ納めていただく期限としましては、税務署へ更正の請求をされて、税務署から還付があって、その財源でもってお支払いがいただけるように、言うたらお支払いしやすいような期間を設定するというので、納付期限は5月30日というふうにいたしております。

この間、業者の方、12業者の方々には、会計室から個別に足を運びましてお願いに回っております。報告を受けています中では、特に大きな問題はなかったというふうに聞いておりますので、お支払いいただけるのではないだろうかというふうに考えております。個別の話がございましたら会計室長からお答えさせていただきますが、特に大きな問題はなかったというふうに聞いております。

議 長（赤松孝一） 飯澤会計室長。

会計室長（飯澤嘉代子） 事業者さんへのお願いにつきまして、少しだけ補足をさせていただきます。

1月28日、29日、31日、この3日間で12業者さんに説明をし、納付のお願いをすることは全て完了いたしました。お話をします中で、確かにお叱りをいただく場面もございましたが、結果的には、役場とは信頼関係でここまで来ているので払いますという言葉をいただきまして、非常にありがたいと思っております。

あとは業者さんのほうを信じまして、納付を待たせていただくということになりますし、先ほどありましたように、還付の時期もございますので、もし税務署のほうからの還付の時期がおくれるようであれば、それはそれで役場のほうで受け入れる体制を、年度が変わるだけのことでございますので、そちらのほうで対応させていただいて、納付いただけることを信じております。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） この延滞税とか納付加算税とか、37万円、先ほどこれは別としてと言いましたのは、これはもう100%町の負担、町民さんの負担、これは私も重々わかっておりますので、これはまず申し上げておきます。

それから、少しこれはお伺いしたいことがありまして。言いますのは、ほかの自治体であったんですけども、講演会等の報償費と旅費を支出する際、旅費は費用弁償であるから源泉徴収不要と認識して誤認していたというのは、これも対象になるのかなというふうに、私はネットで見ながら思ったわけですけども、この辺については、これはもう間違いのない、大丈夫ということで理

解したらよろしいですか。

議 長（赤松孝一） 飯澤会計室長。

会計室長（飯澤嘉代子） 浪江議員がおっしゃいましたように、源泉徴収の窓口は非常に広いもので、広い対象にはなっておりますが、今回、税務署のほうからご指示がありました分につきましては調べさせていただきましたけれども、もうとりあえず、その税務署からのご指示に従って今回の調査をしておりますので、それ以外の部分については、精査のほうはできていないというのが現状でございます。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） わかりました。この辺、またそうしたら一度調査をしていただきたいというふうに思います。

それでは、最後になろうかと思うんですけども、今回、資料の中で、こういったことが起きた要因について述べられております。その中で、認識がなかったというのをたびたび聞いたわけですけども、これ、言ったら、知らなかったということですけども、これ下水道の時効問題でも、そういった答弁がございました。この知らなかったということが、これは私は大きな過失であろうというふうに思っております。

今回、他の市町村を見ておりまして、さぬき市でもこの問題が起きております。その中で、市は関係職員10人を口頭注意したと、こういったものもでございます。今回の件につきまして、この職員に対しての何らかのそういった処分があったのか、伺いたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） そういったものについては、まだしておりません。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） それから、再発防止の取り組みについて、最後に伺いたいと思います。

これ、いろいろと書いてあるわけですけども、前回の下水道のときでも、こういった再発防止が非常に大きな問題でございまして、法令遵守を徹底していくでありますとか、こういった答弁でございました。言うなれば、その問題よりも後にまたこれが起きておったというのは一つの大きな事実であろうというふうに思っております。

そこで、これいろいろと書いてありまして、「職員への周知を行い、また適切な事務処理の徹底を図ります」、こういった文言で資料には載っておりますけども、一つ具体的な、今後こういった事務処理の不備、事務的ミス、こういったことに関する再発防止の具体策を、周知徹底を図るとかそういうことではなくて、こういうことをしますとか、こういったあたりのお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回の問題につきましては、ちょっと性質が違うんじゃないかというふうに思っております。確かに我々が気がつかなかったということはあると思えますけれども、特別に税務署からのそうした指導が入ってくるということについては、非常に全国的にも、この法令の読み取り方によっては、もう少し考え方が違った取りようができる、その辺のことが明確に我々にもわからなかったというところもあるかと思えますけれども、多くの自治体でこうしたことがなっていることを、うちの場合も察知した中で、言われる前にそうしたことを調べ出したということ

があるわけですが、税務署からのそうした指導が入ってくる、点検しなさいということについては、やはりそうした事例が全国にも非常に多かったというようなところでの指導が入ったんだろうというふうに思っています。それはともかく、やはりそれらに気がつかなかったという点については、今、審議していただいている中身のとおりでございます。

今後についてどうするかということにつきましては、あらゆるこうした法令的なものの中で、特に事業、あるいは税に関することについては、それぞれの専門部会から出てきた者が一定の徴収対策委員会というような形で、内部でそうしたことを調整する役割を果たしているのと同時に、やはりこれらのことについての気がついた者が、それぞれ他の部署であっても、お互いに情報を交換し合い、またそれらについて、今回の場合も、ほかのところにもないですかというふうな問いかけが会計室のほうからも出てきておりましたので、やはりそうした連携というものが必要になってくるかというふうに思っております。

具体的にと言われますと、先ほども申し上げましたように、そうしたことが定期的にも、あるいは勉強できるような、そうした場を今後もつくっていく、気づいた者がそれぞれに検討していく、そうした場をつくっていくということがまず必要ではないかなと。それを受けて、職員にも周知徹底していくという具体的な動きが必要ではないかなというふうに思っております。要綱をつくるとか、そういうことも一つの手だてでしょうけれども、それらを有効に生かしていくような組織といいますか、体制をつくっていく必要があるかというふうに思っております。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） この再発防止策を聞いて終わろうかなと思ったんですけども、先ほどの答弁の中でちょっとわかりにくかったんですけども、この件は、それというのは恐らく下水道の問題だと思うんですけども、これとはちょっと性質が違うのではないかというお話がありましたけども、そのあたりがちょっと私はよくわからないんです。

言うのは、事務処理の不備ですので、認識不足によるこういった損害が出たと。現時点ではこの500万円の損害が出たと。下水道でもそうですね。時効の処理の仕方がわからなかったというふうな最後のほうは答弁だったんですけども、これは下水道問題でも住民監査請求が出まして、きょうの新聞ですか、一定、町長のほうのそういった方針も出たようですけども、これが、奈良県も今回と同じ問題で住民監査請求が出ているようです。

こういったことを考えますと、私は、性質的には同じような、似ている、性質が違うとは言えないのではないかと思うんですけども、このあたりの認識を再度お伺いしたいと思います。

議 長（赤松孝一） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 今、再発防止の取り組みですが、今回の源泉徴収所得税の関係につきましては、資料にお示ししていますように、昨年9月から既に改善に向けて、会計室のほうから職員へは周知を行っております。

先ほど、町長が下水の問題と今回の問題はちょっと性質が違うという話をさせていただきましたけども、議員が言われますように、事務処理が不十分で、結果として町のほうに損害を与えた、町民にご迷惑をおかけしたという意味では、議員がおっしゃるように、同じことなのかなというふうに思います。

今回こういった問題が発生した原因につきましても、それから下水の問題につきましても、思

いますことは、職員には時々自分自身の仕事を常に立ちどまって、振り返って、改善とか、改革とか、問題があれへんのかといった観点で研究、研さんを深めてほしいということは申し上げています。ややもすれば、日々の忙しさにかまけて、目の前の仕事をこなすといいますが、もう処理することにきゅうきゅうとして、この事務処理で本当に正しいのか、あるいは、この事務処理はどういった根拠に基づいてしなければならないのか、先ほど塩見議員も同じような質問をされておりましたけども、そういったことが、なかなか日々の中では立ちどまって考えることができない状況にあります。

しかし、下水の分担金、負担金の問題、それから、今回の所得税の問題につきましても、前任者から引き継いでその事務処理を淡々とするということではなくて、そもそもこの仕事は何を根拠に、この事務処理で正しいのかというような観点で仕事を見直すという、そういったことが大事かなというふうに思っております。役場の仕事は非常に多岐にわたって、広範囲にいろんな仕事がありますので、なかなか統一的に町のほうで一定のそのマニュアルをつくるとか、一定の指針をつくるということにはすぐにはなりませんけども、とりあえずは、今回の問題が発生したことも踏まえまして、先ほど申し上げましたように、日々の見直し、業務の見直し、振り返りというようなことについて、職員に喚起をしまいたいというふうに思っております。

十分なお答えにはならなかったかもしれませんが、そういうことでご理解を賜りたいと思います。

議 長（赤松孝一） 浪江議員。

8 番（浪江郁雄） わかりました。

では、これで質問を終わります。

議 長（赤松孝一） ほかに質疑はありませんか。

13番、井田議員。

13番（井田義之） それでは、一般会計補正予算の第6号について、二、三質問をしたいと思います。

除雪費として2,000万円計上されておるわけですけれども、ことは本当に雪の珍しいような冬であれですけれども、提案説明の中でも実績と今後の見通しということでしたけれども、今回2,000万円を計上する中で、これまでの、余り雪見なんだんですけれども、除雪はどれぐらいかかっておって、今後の予定としては、大体どれくらいを見ておられるのかお尋ねいたします。

議 長（赤松孝一） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 議員のご質問にお答えをいたします。

平成25年度の除雪計画につきましては、12月10日からというふうなことで計画をさせていただいております。現在、12月28日から降雪がございましたので、町全域で出させていただいたのが1回、それから山間部、特に加悦地域で6回出させていただいております。合計で7回出勤をしております。

現在、1月19日、きょうもちょっと出ておるんですけれども、1月19日が今の最終部分で一応締めさせていただきますと、大体約2,760万円というふうな数字が上がってきております。したがって、当初予算で2,500万円計上させていただいておりますので、4,500万円から2,760万円を引きますと、1,740万円というふうなことになるま

いります。朝5時から11時まで、大体約6時間、全社出勤していただきますと、1回で760万円というふうなことが出てまいりますので、それが2回分と。それから、山間部の部分が一部出勤させていただけるような計画で、今回、予算を組ませていただいたということでございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） そうすると、もうことはあんまり要らんのかなと思ったんですけど、結構かかっておるといことで、今2,000万円追加しても、まだ、この後、だるまのマークがちょこちょこ出ておるんで、そんな足りないということがまだあるのかなというような感じをちょっと受けました。それは、もう置いておきます。

次に、先ほどから出ております源泉徴収の件で、全員協議会でのいろいろな質問やら、それから、先ほどの浪江議員の質問とちょっとダブル部分もあるかもわかりませんが、お願いしたいと思います。

きょうの新聞にも綾部市が出ておるといことで、近隣市町が皆、軒並み出ておるわけですが、与謝野町が特別多いわけですね。福知山、宮津。宮津の場合、福知山の3倍というような格好で一番多いわけですね。それで、この間ごろから気張って、会計室長はずっとすばらしく頑張っていておるとい思うんですけども、実務者として分析をされる中で、与謝野町がなぜ、宮津市の場合、福知山の3倍になったのか。というのは、先ほど浪江議員も言われたように、結局、延滞金ですか、延滞税ですかというようなこととか、結局、町負担もふえるわけですね。件数が多くなって金額がふえると。この件についてはどういう分析をされておるのか、ちょっとお尋ねいたします。

議長（赤松孝一） 飯澤会計室長。

会計室長（飯澤嘉代子） お答えいたします。

近隣の市町村にもお伺いをした結果でわかりましたことが、結果的に与謝野町の件数、金額が多くなりましたのは、それだけ個人の事業者さんをたくさんお願いしておるといことでございます。大きな市になりますと法人に頼むことが多くなって、仕事量是与謝野町よりも大きな金額が動いておりますが、個人に仕事を頼んでいないところから、今回の不納付に当たる部分が少なく、金額も小さかったという結果のようでございます。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） それから、最後ちょっと念を押しますけど、12業者、みんな回っていただいて、しっかりとしたいい返事もろておると、いい返事といのか、感触的にはいことで、今のところは、未収といのは起きないといような見通しですか。

議長（赤松孝一） 飯澤会計室長。

会計室長（飯澤嘉代子） お答えいたします。

12業者さん、お話しさせていただきました、感触としましてはいいますか、いただいた言葉としては、納めますというていただきました、5月30日という納期なら納められるといお言葉を頂戴していますので、納めていただけるといっております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

13番（井田義之） これの答弁はどなたでも結構なんですけれども、このことが与謝野町の新聞に出

たときに、農協のOBの方が、ちょうど一緒に話をしたんですけども、野田川町農協のときには、もうびっちりこのことはやってきたというて、町がやっていないのがというようなクエスチョンマークを私に投げかけられました。

旧町時代、3町のときにもこのことができていなかったのか、できておったのか。その辺のところは、もしわかる方があれば答弁を願いたいと思います。

議長（赤松孝一） 飯澤会計室長。

会計室長（飯澤嘉代子） 旧町のときの、今現在残っております職員からの事情聴取の範囲でございますが、旧町の中で、加悦町については徴収ができておったように確認をしております。

議長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 加悦町のときにできておったのが、できなかったということについては、これはやはり大きな問題点だろうというふうに思いますね。それで、先ほど浪江議員もいろいろと言われましたけど、下水道のときでも、その前から法令を遵守します、法令に従う方向で徹底的にやりますというようなことをこの席でも再三再四、答弁をいただきながら、またこうして出てきたということで。それで、今回についても、いろいろと室長のほうで、資料の中で再発防止については一生懸命に取り組むんだということで。それで、これはもう税務課とか会計室とかという問題やなしに、やっぱり全課にまたがる問題がいっぱいあるわけですね。その辺のところはやっぱり徹底していただくということで、これは町長のほうからも徹底するというような答弁もいただいておりますので、それはそれで、もうここで理解しておきたいと思いますが。

ただ、今、私たちに来ているのは、町民の方から来るわけですね。結局、当然その関係者の方にはしっかりと室長のほうが、先ほども言われたように、何回も言うと言われるように、理解か説明をして、理解していただいておりますということですけども、町民の方々は、やはり下水道の問題があり、また今度は源泉徴収税かと。おまえらは何しとるんだと。もうひどい方は、監査委員さんはどこを見とんなるんだ、議員はどこをチェックしてきとったんだということになっとるわけですね。それで、先ほど言いました近隣市町も全部あるわけですけども、ところがうちの場合には、下水道に源泉徴収とダブルで来とるわけですね。だから、町長、副町長にもお願いしたいのは、やはり町民の方々に対する、今回は金額が小さいですけども、町民の方々に対する説明、一応、きょうまでの不信感を少しでも払拭するための努力がしていただきたいなというふうに思うわけですけども、その点についてはどうのお考えか、お尋ねをしておきたいと思えます。

議長（赤松孝一） 太田町長。

町長（太田貴美） 今回のこの源泉徴収の件につきましては、先ほど来出ていますように、京都府、京都市、それからこの近隣の市、町、またうちの場合も、同じように宮津と謝消防組合等もござります。そうした意味では、言いわけにはなりませんけど、うちだけではない、何らか、やはりそうしたものに対する、今、税務署からの指導が入っているわけですけども、もう少し早い時点でそうした指導なりがあれば、こういうことにはならなかったのではないかなというふうにも思います。そうしたことも含めまして、やはり起こったことは事実でございますので、それらについては、こういう審議を通じて皆さんに知っていただくということも大事でしょうし、とりわけ下水道のことについては、住民説明会の中でさせていただきたいというふうに思っております。

今回のこの件については、まだどうすると。町のほうの、町報か何かでお知らせするというのも一つの手かも知れませんが、議会での審議の中でのことで町民の方に知っていただけたらというふうに思います。

議 長（赤松孝一） 井田議員。

1 3 番（井田義之） 今、町長が言われたように、私もこういう席におらせていただきますので、それでよくわかるわけですね。今回、税務署は何しとったんだらうと。それで、結局、税務署も、普通なら中に入ってこんなんのですね。中に入ってきたら、罰金が倍取れるわけですね。だけど、倍取らずに自己申告の格好でやってくれとるわけですね。ということは、税務署もやっぱり手も不足化しとるかも知らんけれども、そういう自分とこの非も何ぼかは認めておるんかなというふうには思います。

だけど、これは町民の方に対しては関係ないんですね。町民の皆さんとしては、町は何をしとったんだと。まして、先ほどの室長の答弁のように、加悦町ではできておったということになれば、やっぱり新しい町として一定の町民に対する説明をしていただいて、町民の方々の不信感というのを少しでも和らげていただきたいなということです。

それで、そういう意味でぜひとも、今度下水道もやれますので、そのときにでも一応一緒に説明でもできれば説明しながら、またほかの方法でも何らかの格好でやっていただくことが、町の今後の運営の中でも役に立つのではないかなというふうに思うわけですが、再度、町長の答弁をお願いいたします。

議 長（赤松孝一） 太田町長。

町 長（太田貴美） このお知らせしている中では、そういう下水道のことで説明させていただくということですが、町に対する信頼関係を築く上でやはり問題となる点があれば、そのことにも触れないというわけにはいかないと思いますので、それらについてもご質問があればお答えすると、報告をするという形になりますけれども、そういう形で進めさせていただきたいと思えます。

1 3 番（井田義之） 終わります。

議 長（赤松孝一） ここで13時30分まで休憩します。

（休憩 午後 0時04分）

（再開 午後 1時30分）

議 長（赤松孝一） それでは休憩を閉じまして、会議を再開いたします。

午後は、朝倉住民環境課長が公務のために欠席されまして、かわりに代理として平主幹が出席されておりますので、紹介を申し上げます。

それから、杉上議員が所用のため若干遅刻をされるという報告が来ていますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、午前中に続きまして質疑を続行します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（赤松孝一） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(赤松孝一) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより、議案第1号を採決します。
本案については、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。
(起立全員)

議 長(赤松孝一) 起立全員であります。
よって、議案第1号 平成25年度与謝野町一般会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決することに決定しました。
以上で、本臨時会の日程は全て終了しました。
これで、第54回平成26年2月臨時会を閉会します。
お疲れさんでございました。
(閉会 午後 1時31分)

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員